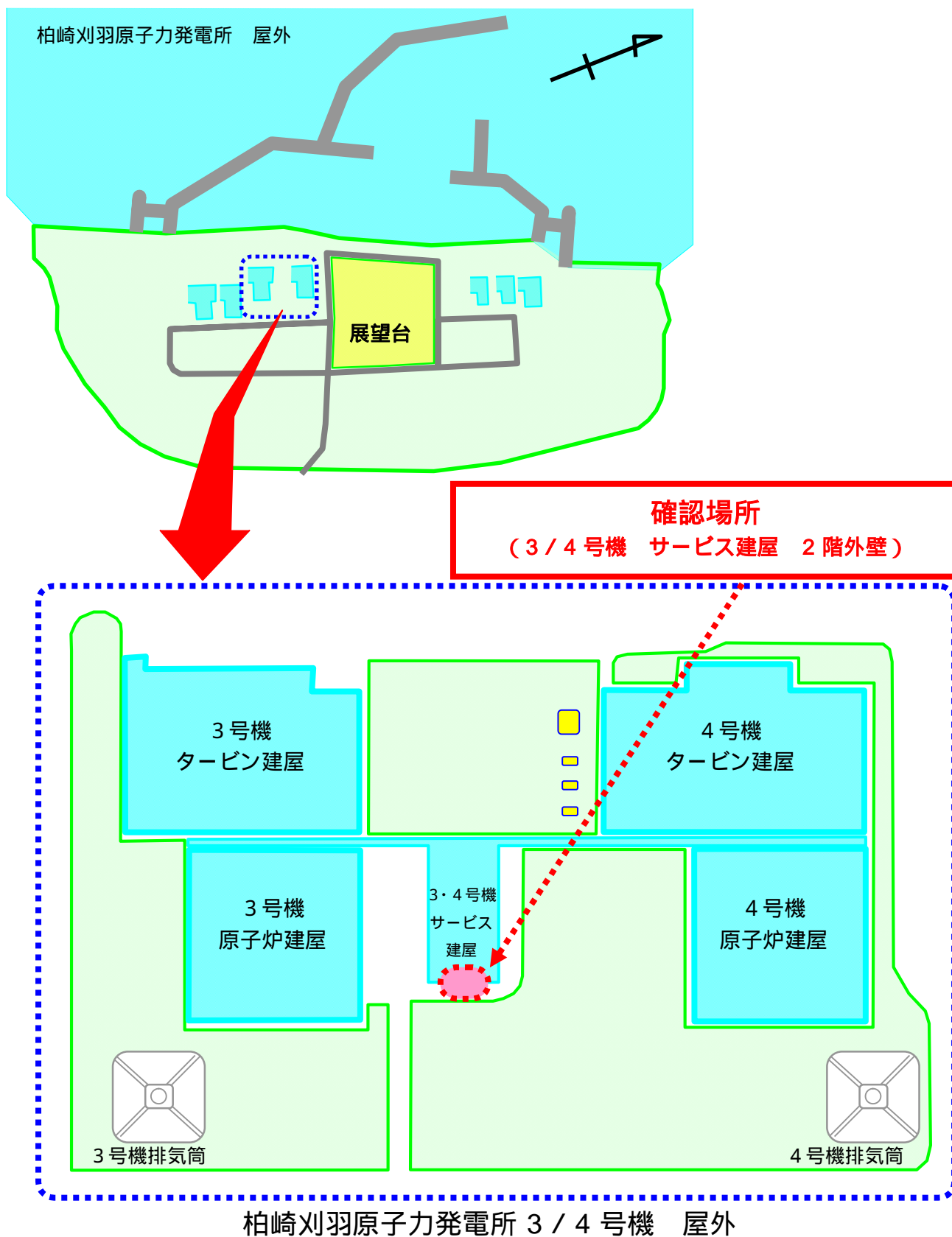


区分：

号機	3 / 4 号機	
件名	サービス建屋外壁手動排煙窓（屋外）における不備について	
不適合の概要	<p>2015 年 12 月 2 日、3 / 4 号機サービス建屋（屋外）において漏水補修工事に従事していた協力企業作業員が、外壁に設置されている手動排煙窓の外側に電線管が敷設されており、当該窓が開かない状態になっているおそれがあることを確認しました。</p> <p>このため、状況調査並びに影響評価を行った結果、12 月 4 日、建築基準法に抵触しているものと判断いたしました。</p> <p>原因については、当該の手動排煙窓が外壁と外観上同色同材であり、排煙窓であることを識別できなかったために、誤って電線管を敷設したものと推定いたしました。</p> <p>手動排煙窓 火災の際、室内側に設置してある排煙手動ボタンを押すと当該窓が開き、煙を外部へ排出する。 （自然排煙）</p>	
安全上の重要度 / 損傷の程度	< 安全上の重要度 > 安全上重要な機器等 / その他	< 損傷の程度 > 法令報告要 法令報告不要 調査・検討中
対応状況	<p>手動排煙窓の動作を阻害していた電線管については、12 月 4 日に速やかに撤去作業を行い、是正処置を完了しております。</p> <p>再発防止対策について、今後検討してまいります。</p>	

3 / 4 号機サービス建屋外壁手動排煙窓(屋外)における不備について



3 / 4号機サービス建屋2階外壁部

